

平成24年12月10日

各部局長 殿

環境安全本部長

小島 憲道

自転車事故の増加に伴う注意喚起について（依頼）

今年度に入りすでに20件以上の通勤・通学時の自転車事故が報告されています。ひと月に2件以上の頻度で、大学の構成員が自転車事故を起こしていることとなります。主な原因はよそ見や操作ミス、雨天時のスリップ、段差乗り越えなどです。過去に一ヵ月以上の休業を伴う事故も報告されており、教育・研究活動や日々の業務に大きな支障を来す恐れがあります。

つきましては、下記の事故事例及び添付のポスター等を参考にいただき、自転車利用のルールと危険性を十分に理解した上で安全な運転を行うように、教職員・学生にご周知方お願いします。

記

1. 最近の主な事故事例

ケース1

自転車で帰宅中、スピードを出しており、段差につまずき転倒。
肩と膝を骨折。休業10日。

ケース2

自転車で通学中、車道と歩道間の段差で前輪が滑り、転倒。
頭、肩、腕から出血。打撲と擦傷を負い、休業4日。

ケース3

自転車で移動中、砂利道で坂道の曲がり角でスリップし横転。
捻挫・骨折で全治24週間。

2. 自転車利用安全の原則

- ①自転車は車道通行が原則、歩道は例外
- ②車道は左側通行
- ③歩道は歩行者優先、車道寄りを徐行
- ④安全ルールを守る

※傘差し運転や、携帯電話を使用しながらの運転、またイヤホンの使用等により安全な運転に必要な音声が聞こえない状態での運転は、法的に禁じられています。

3. 添付のポスター等

- ①自転車安全利用5則
- ②Safety Guidelines for Cyclists（「[Traffic safety guidelines](#)」（警察庁）より抜粋）
- ③法規を守って安全運転
- ④法規を守って安全運転（英語版）

【本件担当】

本部環境安全課 瀧澤

内線：21051

E-mail:anei-2@adm.u-tokyo.ac.jp

自転車は軽車両
くるまと同じ仲間です

自転車による事故が多発しています。
自分と他者の安全に配慮して、道路交通法にのっとった運転を心掛けましょう。



自転車の交通マナー



自転車安全利用5則

①自転車は、車道が原則、歩道は例外※

自転車は『軽車両』です。歩道と車道の区分のあるところは
原則的に車道を通行しましょう。

※歩道通行ができるのは…

- 「自転車及び歩行者専用」の標識がある場合
- 運転者が児童・幼児、70歳以上の高齢者の場合
- 車道または交通の状況からみてやむをえない場合

「自転車及び歩行者専用」



自転車道、自転車横断帯がある場合は
必ず指定された部分を走行しましょう。

②車道は左側を通行

自転車は道路の左端に
寄って通行しなければ
なりません。
右後ろからくる車に
注意して走行しましょう。



③歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行

歩道を走行する場合、
すぐに停止できる
速度で、歩行者の
通行を妨げる場合は
一時停止しなければ
なりません。



④安全ルールを守る

◆飲酒運転禁止



◆二人乗り禁止



◆並進禁止



◆夜間のライト点灯



側面に反射材をつけましょう！

◆信号を守る



◆交差点での一時停止と
安全確認



もし違反をすると？

◇自転車といえども、
交通事故を起こした
場合は大変な責任を
負うことになります。

◇禁止事項の違反には
罰則が設けられて
います。

＜罰則：例＞ 飲酒運転
5年以下の懲役又は
100万円以下の罰金
※酒に酔った状態で運転した場合

⑤子どもはヘルメットを着用

児童・幼児を保護する責任のある者は、児童・幼児を自転車に乗車させるときは、
乗車用ヘルメットをかぶらせるよう努めなければなりません。



こんな運転もやめましょう！

*携帯電話を使用しながらの運転

携帯電話で話したり、メールをしたりしながらの運転は大変危険です。



*傘さし運転

傘をさすと視界が悪くなり、操作も不安定になるので非常に危険です。
必ずレインコートを着用するようにしましょう。

※キャンパス内の自転車事故の多くは雨天時または雨上がりの運転です。

*歩道で歩行者に対してベルを鳴らすことやヘッドホンを使用し
ながら運転することもルール違反です。



＜罰則＞ 手放し運転

・携帯を使用しながらの運転、
傘さし運転を含む。

3ヶ月以下の懲役又は
5万円以下の罰金

平成20年6月1日より
自転車の通行等に関する
ルールが改正されました。

法規を守って安全運転



✓イヤホンの使用

イヤホンを使用して大音量で音楽を聴くなど、安全運転に必要な音声が聞こえない状態で運転をすることは法的に禁じられています。

(5万円以下の罰金)

✓傘差しや携帯電話使用による片手運転

片手がふさがった状態での運転は、操縦が困難になり非常に危険です。

(5万円以下の罰金)



✓飲酒運転

自転車だからお酒を飲んでも平気！というわけではありません。自転車は軽車両、自動車と同じく「車両」ですから、飲酒運転は違法です。

(5万円以下の罰金)



✓夜間の無灯火

夜間の無灯火運転による事故が、学内で実際に発生しています。ライト点灯は車や歩行者に自転車の存在を知らせることになりません。

(5万円以下の罰金)



✓二人乗り

二人乗りは青春ではありません。違法です。

(2万円以下の罰金または科料)



交通法規の遵守が、

安 全

への第一歩です

